

岐阜県公報

号外 (一) 平成19年五月一日

四 次

公 示

岐阜県生活保護システムの整備及び保守管理業務委託に関する一般競争入札公告

(地域福祉国保課)

一

岐阜県生活保護システムの整備及び保守管理業務委託について一般競争入札を行ひの
に、岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則
第101号)第4条の規定による。

平成19年5月1日

岐阜県知事 田 葦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品等の名稱及び数量

岐阜県生活保護システムの整備及び保守管理業務委託 一式

(2) 調達物品の仕様その他明細

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限及び履行期間

ア 調達物件等導入業務

契約締結の日から平成25年9月30日まで

イ 生活保護システム保守管理業務

平成25年10月1日から平成31年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で
あること。

<p>(2) 岐阜県入札 参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るもの含む。以下同じ。）がなされている者（手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札 参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。</p> <p>(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札 参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。</p> <p>(5) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札 参加資格停止措置要領に基づく入札 参加資格停止措置を、競争入札 参加資格確認申請期限日から入札の日までの間に受けていないこと。</p> <p>(6) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札 参加資格停止措置を、競争入札 参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けっていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。</p> <p>(7) 公告に示す物品を確實に納入し、システムの保守が迅速に対応できること。</p> <p>(8) 生活保護システムについて都道府県において、ネットワークを活用して導入した実績があり、かつ、過去1年間ににおいて、事務処理に支障が発生していないこと。</p> <p>3 入札手続等に関する事項</p> <p>(1) 担当部局</p> <p>住所 岐阜市薮田南2丁目1番1号 部署 岐阜県健康福祉部地域福祉国保課 電話 058-272-8264（直通） FAX 058-278-2651 mail c11219@pref.gifu.lg.jp</p> <p>(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所</p> <p>ア 交付期間</p> <p>平成25年5月1日（水）から平成25年5月20日（月）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 交付場所</p> <p>3の(1)と同じ。</p> <p>電子メールによる交付を希望する場合は、上記3の(1)まで申し出ること。</p>	<p>(3) 競争入札 参加資格の確認</p> <p>ア 入札 参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札 参加資格確認申請書を3の(1)まで提出し、競争入札 参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p>イ 提出期限 平成25年5月20日（月）午後5時</p> <p>ウ 期限までに競争入札 参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札 参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。</p> <p>ウ 競争入札 参加資格の確認結果は、平成25年6月3日（月）までに通知する。</p> <p>(4) 入札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成25年6月11日（火）午前10時 イ 場所 岐阜市薮田南5丁目14番12号</p> <p>岐阜県シンクタンク庁舎 入札室</p> <p>(5) 開札の日時及び場所</p> <p>入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。</p> <p>(6) 契約条項を示す場所</p> <p>3の(1)に同じ。</p> <p>(7) 入札方法等に関する事項</p> <p>ア 入札方法</p> <p>入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。</p> <p>また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 入札保証金及び契約保証金</p> <p>岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第114条各号に該当するときは、免除する。</p> <p>ウ 落札者の決定方法</p> <p>規則第111条の規定により定めた予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。</p>
---	--

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

工 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 郵便又は電信による入札は、認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者が、岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。
また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature of the services to be procured:
Installation, initial setting, construction, operation and maintenance of

the Gifu Prefecture public assistance system

(2) Contract fulfillment period:

(a) Installation, initial setting, and construction of the abovementioned system:

From the date of the contract through 30 September 2013
(b) Operation and maintenance of the abovementioned system:

From 1 October 2013 through 31 March 2019

(3) Date and time for the distribution of the tender documentation:

Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 1 May 2013 through 20 May 2013 (excluding weekends and national holidays)

(4) Deadline for the submission of bidding registration forms and relevant documents:

5:00 p.m., 20 May 2013

Applicants will be notified of the screening results by 3 June 2013.

(5) Date, time and place for the opening of bids and tenders:

The meeting for the opening of bids and tenders will begin promptly at 10:00 a.m. on 11 June 2013 at the Bids and Tenders Meeting Room of the Gifu Prefectural Think Tank building.

Submissions by mail or facsimile will not be accepted.

(6) For further information, please contact:

Regional Welfare and National Health Insurance Division, Department of Health and Welfare, Gifu Prefectural Government

2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570

Tel: 058-272-8264

Fax: 058-278-2651

E-mail: c11219@pref.gifu.lg.jp

平成二十五年五月一日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社